

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成28年7月19日

公立大学法人奈良県立大学 理事長 北岡 伸一

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

公立大学法人奈良県立大学学術情報ネットワーク (SINET5) 接続用回線利用

2 入札物件の数量及び規格

公立大学法人奈良県立大学学術情報ネットワーク (SINET5) 接続用回線利用仕様書による。

3 履行期間

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

4 履行場所

奈良県奈良市船橋町10番地 公立大学法人奈良県立大学

5 入札方法

入札は、1か月あたりの回線利用金額(回線使用料、回線終端装置等機器使用料、運用及び保守料などのほか、回線敷設工事及び回線利用に必要な機器の搬入、設置・設定作業など、回線の敷設及び利用に係る全ての費用を含みます。)で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から4までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県暴力団排除条例(平成23年3月奈良県条例第35号)に該当しない者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 過去2年間に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人との間で本調達と種

類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8258 奈良市船橋町10番地
公立大学法人奈良県立大学 事務局総務課総務係
電話 0742-22-4978
FAX 0742-22-4991
- 2 入札説明書交付期間
平成28年7月19日(火)から平成28年7月29日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで
- 3 入札の日時及び場所
平成28年8月10日(水) 午前10時00分
公立大学法人奈良県立大学 3号館1階 会議室
- 4 郵送による入札
行いません。

第4 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金
免除します。
- 3 契約保証金
契約の相手方は、契約期間で発生する金額総額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし下記(1)又は(2)に該当する場合は、免除します。
(1) 保険会社との間に大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
(2) 過去2年間に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者
- 4 入札者に要求される事項
(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の事項を証明する書類を平成28年7月29日(金)の午後5時までに第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
(2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印(代理人による入札の場合、代理人の記名押印)を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 手続における交渉の有無

有(入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。)

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、大学が当該購入契約等

の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は入札説明書によります。